

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<u>(非正規講師等)</u> 第 4 条の 2 前 3 条の規定にかかわらず、必要に応じ、<u>非正規の講師又は職員</u>を置き、学校職員に準ずる職務に従事させることができる。 (学期) 第 19 条 学校教育法施行令 (昭和 28 年政令第 340 号) 第 29 条の規定に基づく学期は、次の 2 学期とする。 前期 4 月 1 日から 10 月の第 2 月曜日まで 後期 10 月の第 2 月曜日の翌日から翌年 3 月 31 日まで 附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (司書教諭の設置の特例) 2 学校には、平成 15 年 3 月 31 日までの間 (学級の数 が 11 以下の学校にあつては、当分の間)、第 8 条の 5 第 1 項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。 <u>(国民の祝日に関する法律の特例に係る経過措置)</u> <u>3 令和 2 年度に限り、第 19 条中「第 2 月曜日」とあるのは「第 2 日曜日」とする。</u>	<u>(非常勤講師等)</u> 第 4 条の 2 前 3 条の規定にかかわらず、必要に応じ、<u>非常勤講師又は非常勤職員</u>を置き、学校職員に準ずる職務に従事させることができる。 (学期) 第 19 条 学校教育法施行令 (昭和 28 年政令第 340 号) 第 29 条の規定に基づく学期は、次の 2 学期とする。 前期 4 月 1 日から 10 月の第 2 月曜日まで 後期 10 月の第 2 月曜日の翌日から翌年 3 月 31 日まで 附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (司書教諭の設置の特例) 2 学校には、平成 15 年 3 月 31 日までの間 (学級の数 が 11 以下の学校にあつては、当分の間)、第 8 条の 5 第 1 項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 (平成 X 年 X 月 X 日茂原市教育委員会規則第 X 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。